

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1255

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額) 第9条 (略) 2 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額) 第9条 (略) 2 (略) 3 <u>条例第9条第3項の規定に基づき報酬の基本額が時間額で定められたパートタイム会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。